

給付金を受給するためには手続きが必要です

住民税非課税世帯の皆さまへ

物価高騰による負担軽減を図るため、令和6年度住民税非課税世帯に3万円を支給する給付金の案内です。なお、対象となった世帯の中に18歳以下の児童等がいる場合には、こども加算の給付を行います。

対象世帯

- ①基準日(令和6年12月13日)時点で恩納村に住民登録があること
- ②世帯全員が、令和6年度住民税が非課税の世帯であること

※次の世帯は支給対象外です。

- ・世帯全員が、個人住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯
- ・総合経済対策(R6年11月22日閣議決定)におけるR6物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得支援枠による給付金を他市区町村から支給を受けている世帯

給付金の支給額

○1世帯あたり3万円

※給付対象世帯で、扶養されている18歳以下の者(平成18年4月2日以降生まれ)
1人につき2万円加算

給付金の申請手続き

支給対象要件が判断できない世帯は、「申請書」で手続きが必要です。

- 転入者がいる世帯：令和6年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する「令和6年度住民税非課税証明書」を申請書に添付して提出ください。
- 未申告の方がいる世帯：恩納村役場税務課で申告手続きを行った後に、申請書(令和6年1月1日恩納村在住)を提出ください。

申請書配布先

恩納村役場 総務課
または 恩納村役場ホームページ

支給時期

書類等を受理した日から3週間以内が目安です。

■給付金を装った詐欺にご注意ください！！

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報・通帳・キャッシュカード・暗証番号の搾取」にご注意ください。不審に思った場合は速やかに最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご相談ください。

お問い合わせ

恩納村役場 総務課

098-966-1200

受付時間 平日8:30~17:15(土日祝を除く)

申請期限：令和7年7月31日(木)※必着